【児童対象】手話教室の実施について(案)

目的	宍粟市には、日本語と異なる言語(手話)を母語とする聞こえない人が生活しており、彼らは日本語だけでは十分にコミュニケーションが取れなかったり、正しい情報を得ることができず、日常生活に様々な場面について支障をきたしている。 宍粟市では、平成28年3月に宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例を制定し、条例第7条の規定に基づき、手話施策推進方針を策定した。 この中で、「手話に対する理解及び手話の普及を図るための事項」として、聴覚障害や聴覚に障がいのある方に対する理解及び手話への理解を普及するため、市内小中学校の児童を対象として、手話教室を実施する。
内容	学校からの依頼を受け、ろう者の講師(聞こえない)と健聴講師(聞こえる人)を派遣します。 ①講座時間 40~50分程度 ②派遣場所 宍粟市内の小・中学校 ③費用負担 なし ④会場 申込者で確保(授業の1コマを使用して実施) ⑤実施回数 1回を基本とし、複数回での実施も個々の要望に応じて検討
実施方法	①手話教室の申込書を市へ提出 ②日程等を確認し、ろうあ協会及び手話サークルに講師派遣依頼を提出 ③各団体より市へ派遣講師の報告 ④市が申込者へ通知 ⑤手話教室を実施(設置通訳者が同行) ⑥実施報告 ⑦講師謝礼を支払
課題	 教育委員会と事前の調整が必要(29年実施に向けて校長会で周知・依頼必要) あらかじめ対象となる学年、実施回数等の設定が必要(推進会議で方向性を検討) どの講師が行っても同じ水準の講義が保障できるか。 手話を教えるだけではなく、ろう者の歴史や聴覚障害、条例についての知識を有しているか、習得するプログラムを持っているか・講座の実施にあたって講師の研修プログラム等が実施されているか。 教室の内容について、講師資格を有している者の監修のもとに作成されているか。
費用	H29予算要求額 200,000円 ろう者の講師・健聴講師 基本単価 5,000円/1h

【市民対象】手話教室の実施について(案)

目的	宍粟市には、日本語と異なる言語(手話)を母語とする聞こえない人が生活しており、彼らは日本語だけでは十分にコミュニケーションが取れなかったり、正しい情報を得ることができず、日常生活に様々な場面について支障をきたしている。 宍粟市では、平成28年3月に宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例を制定し、条例第7条の規定に基づき、手話施策推進方針を策定した。 この中で、「手話に対する理解及び手話の普及を図るための事項」として、 聴覚障害や聴覚に障がいのある方に対する理解及び手話への理解を普及するため、市民を対象に手話教室を実施する。
内容	手話教室の実施を希望するグループや団体などの申し込みを受け、ろう者の講師(聞こえない)と健聴講師(聞こえる人)を派遣します。 ①講座時間 1時間30分~2時間程度 ②派遣場所 宍粟市内 ③費用負担 なし ④会場 申込者で確保 ⑤実施回数 複数回での実施可
実施方法	①手話教室の申込書を市へ提出 ②日程等を確認し、ろうあ協会及び手話サークルに講師派遣依頼を提出 ③各団体より市へ派遣講師の報告 ④市が申込者へ通知 ⑤手話教室を実施(設置通訳者が同行) ⑥実施報告 ⑦講師謝礼を支払
課題	 ・どの講師が行っても同じ水準の講義が保障できるか。 ・手話を教えるだけではなく、ろう者の歴史や聴覚障害、条例についての知識を有しているか、習得するプログラムを持っているか ・講座の実施にあたって講師の研修プログラム等が実施されているか。 ・教室の内容について、講師資格を有している者の監修のもとに作成されているか。
費用	H29予算要求額 100,000円 ろう者の講師・健聴講師 基本単価 5,000円/1h(交通費含む)